

印鑑登録・廃止等申請（届出）書

※ 太枠の中は全てご記入ください。（該当事項には☑をつけてください。）

※ 裏面も必ずお読みください。

【スキャン用】		←職員が押印しますので、ここには印鑑を押さないでください。					
申請内容		☐ 印鑑登録 ☐ 印鑑登録廃止 ☐ 印鑑登録証亡失		廃止・亡失の理由			
				☐ 紛失 ☐ 改印 ☐ 印鑑の摩耗 ☐ 不要 ☐ 盗難 ☐ その他（ ）			
登録印影		登録申請者	住所	奄美市			
			ふりがな				
			氏名				
			生年月日	年	月	日	男女の別
↑申請者本人が押印してください。			電話番号				
上記のとおり申請します。							
			年 月 日				
奄美市長 殿							
申請者	☐ 本人		住所				
	☐ 代理人 ※代理人の申請には代理人選任届が必要です。		ふりがな				
			氏名				
			印鑑登録証受領欄	氏名（自署）			
【市役所記入欄】							
照会書発送 ・ ・			回答期限 ・ ・		回答日 ・ ・		
登録日（処理日） ・ ・			旧印鑑登録証（有り・無し） ☐ 回収 ☐ 未回収				
印鑑登録番号							
新印鑑登録番号							
本人確認方法	☐ 個人番号カード ☐ 旅券		受付	入力	世帯印照合	承認	整理
	☐ 運転免許証 ☐ 障害者手帳						
	☐ 資格確認書 ☐ 在留カード						
	☐ 文書による照会						

印鑑登録について

- ・この申請は、本人が、登録しようとする印鑑を添えて申請してください。
- ・やむを得ない理由で代理人による申請をされる場合は、本人が自署及び登録印で押印をした「委任の旨を証する書面」を添付してください。

・満15歳未満の方、成年被後見人及び意思能力を有しない人は、申請をすることができません。

※ 成年被後見人の方は、法定代理人（成年後見人）の方が同行している場合は申請できることがあります。

- ・本人が自ら申請する場合には、次のいずれかの方法により即日で登録・廃止・亡失の届出ができます。

① 官公署発行の免許証、許可証及び身分証明書で写真を貼付したもの（個人番号カード、運転免許証等）を持参し、提示する方法

② 本市に印鑑登録している方が、申請者が本人に相違ないことを保証する方法

・代理人による申請の場合や、本人自らの申請であっても上記2のいずれの方法にも該当しない場合には、本人の申請であることを確認するため、照会書を発送し、その回答書を持参したときに登録がなされます。この場合、即日での印鑑登録・証明書の発行はできません。

・登録できる印鑑は1人1個です。同一世帯内で同じ印鑑（別の印鑑だが、印影の見分けがつかないものを含む。）を登録することはできません。

- ・印鑑登録は、ゴム印等、登録できない印鑑がありますのでご注意ください。

※ 登録できない印鑑

(ア) 氏名、通称及び旧氏以外の事項を表しているもの

(イ) ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの

(ウ) 印影の大きさが一片の長さ8ミリメートル以上 25 ミリメートル以下の正方形に収まらないもの

(エ) 印影に3分の1以上の欠けがあるもの

(オ) その他登録を受けようとする印鑑として適当でないもの

- ・外国人が、在留カードに記載されていない漢字の印鑑を登録することはできません。

印鑑登録証明書について

- ・証明書の発行を受けようとするときは、印鑑登録証をご持参ください。
- ・本人が来庁し、有効期限内のマイナンバーカードを提示した場合に限り、マイナンバーカードのみで印鑑登録証明書を発行することができます。
- ・各種コンビニエンスストアのキオスク端末でも発行することができます。

代理人による印鑑登録の申請について

- ・以下のものを代理人が持参し、窓口で申請を行ってください。
- ① 印鑑登録申請書（申請者本人が直筆したもの。）
 - ② 代理人選任届（申請者本人が直筆したもの。）
 - ③ 登録する印鑑
 - ④ 申請者と代理人の本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、資格証明書等）
- ・申請後、申請者の自宅に市から照会・回答書を発送します。
 - ・申請者本人が必要事項を記入した照会・回答書と、上に示した②③④をもう一度窓口を持参することで登録完了となります。